

記載例

郵送による戸籍証明書等交付申請書

①どなたの証明が必要ですか？

記入日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

本籍	千葉県習志野市鷺沼1丁目1番		
フリガナ	ナラシノ ヒカリ	フリガナ	
筆頭者	習志野 光 (明・大・昭・平・令 ○ 年 ○ 月 ○ 日)	個人(抄本)、身分証明書の場合 必要な方の氏名	(明・大・昭・平・令 年 月 日)

②何が必要ですか？

戸籍		除籍		改製原戸籍		戸籍の附票		身分 証明書	記載事項・ 受理証明書 (届)	その他 ()
						本籍・筆頭者の記載 (有 ・ 無)				
全部 (謄本)	個人 (抄本)	全部 (謄本)	個人 (抄本)	謄本	抄本	全部 (謄本)	個人 (抄本)			
1 通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通
1 通 450 円		750 円		750 円		本籍地により異なります (習志野市は 300 円)			350 円	

③申請者はどなたですか？

申請者	住 所	千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号 習志野マンション101号		
	氏 名	習志野 実	電話 番号	000(000)0000
	戸籍に記載されている人との関係 ※戸籍謄本等は、戸籍に記載されている本人又はその配偶者、直系の親族が請求できます。その他の方は右記に該当する場合に限り請求することができます。	☒ 本人・ ☐ 夫・ ☐ 妻・ ☐ 父母・ ☐ 子・ ☐ 祖父母・ ☐ 孫・ ☐ その他直系の親族 ☐ その他の方 () ※「その他の方」に該当する方は、下記の該当する項目にチェックして、使いみち欄に理由等を具体的にお書きください。 (請求事由、疎明資料によっては必要な説明や追加の資料を求める場合がありますのでご了承ください。) ☐ 自分の権利行使・義務履行のため ・権利・義務の発生原因内容と、権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項を必要とする理由 ☐ 国または地方公共団体の機関に提出するため ・提出する国又は地方公共団体名と、提出を必要とする理由 ☐ その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由があるため ・戸籍の記載事項の利用目的方法と、その利用を必要とする理由 ☐ 委任状により依頼を受けた方が申請者の場合は、上記のうち委任者が該当する項目と、この項目の両方にチェックをして下さい。		
申請理由	使いみち (具体的に)	(例) パスポートの申請手続き		
	提 出 先	千葉県中央旅券事務所		
最近届出をされた場合		出生・婚姻・死亡・離婚・その他 () 届を 月 日に 市・区・町・村役場に届出		

【用意していただくもの】

- ① 申請書
- ② 手数料・・・必要な通数分の定額小為替を郵便局で購入してください。（定額小為替以外不可）
- ③ 返信用封筒・・・住民票上の住所、氏名を記入の上、切手を貼ってください。
- ④ 本人確認書類・・・運転免許証、マイナンバーカード、資格確認証などのコピー
- ⑤ 申請者が戸籍に記載されている本人、もしくはその配偶者又は直系親族ではない「第三者請求」の場合、
具体的な権利・義務が発生する内容の記載及び内容に応じた疎明資料

※不明な部分がありましたら下記お問い合わせ先にご確認をお願いします。

- ・ 自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な方

例 亡くなった兄弟姉妹の相続人となり、兄弟姉妹の戸籍謄本が必要となる

債権者が、貸金債権を行使するに当たり、死亡した債務者の相続人を特定する など

【明らかにしていただく内容】

権利又は義務が発生する原因、内容とその権利行使又は義務履行のために戸籍の記載事項の
確認を必要とする理由がわかるもの

- ・ 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方

例 遺産分割調停の申し立てのため、死亡した弟の戸籍謄本を兄が家庭裁判所に提出する

債権者が貸金請求訴訟を提起するため、被告となる死亡した債務者の相続人を特定するために、
当該債務者が記載されている戸籍謄本を裁判所に提出する必要がある など

【明らかにしていただく内容・疎明資料】

提出先となる国又は地方公共団体名と、提出を必要とする具体的な理由（提出先から渡された、
必要提出書類一覧の写しなど）

- ・ その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方

例 成年後見人であった者が、死亡した成年被後見人の遺品を相続人である遺族に渡すために、
成年被後見人の戸籍謄本を請求する場合 など

【明らかにしていただく内容・疎明資料】

戸籍の記載事項の利用目的方法とその利用を必要とすることの具体的な理由

- ⑥ 委任状・・・戸籍を本人、配偶者、直系親族、上記の理由による第三者以外の方が請求する場合は、
発行できる方からの委任状が必要となります。

また、「身分証明書」は本人以外の方が請求する場合は委任状が必要となります。

①～④と、必要に応じて⑤、⑥を、本籍地の市区町村に郵送してください。おおむね1週間程度で
返信用封筒により、戸籍が返送されます。

習志野市が本籍の方は「〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1 習志野市役所市民課」まで

※その他、詳細については、本籍地の戸籍担当課までお問い合わせください

※偽り、不正の手段により戸籍謄本等の交付を受けた場合、法の規定により30万円以下の罰金に処されます

お問い合わせ 習志野市役所市民課 電話 047 - 451 - 1151（代表）

〒275 - 8601 習志野市鷺沼2 - 1 - 1

【郵送請求の流れ】

